エッジマネジメントサービス 利用規約

2023 年 8 月 28 日制定

株式会社 エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

目次

第1章 総則

- 第1条 (利用規約の適用)
- 第2条 (利用規約の変更)
- 第3条 (用語の定義)
- 第4条 (サービスの種別)
- 第5条 (サービスの提供区域)
- 第6条 (サービスの提供条件)
- 第7条 (IP アドレスの割り当て)
- 第8条 (当社設備の設置)
- 第9条 (当社設備の管理等)
- 第10条 (当社設備の工事)
- 第11条 (契約者による当社設備の工事)
- 第12条 (第三者への委託)
- 第13条 (他社サービスの利用
- 第 14 条 (サービスの終了)

第2章 契約

- 第15条 (契約の単位)
- 第 16 条 (最低利用期間)
- 第17条 (契約期間)
- 第 18 条 (契約申込)
- 第19条 (保証金)
- 第20条 (契約の成立)
- 第21条 (サービス内容等の変更)
- 第22条 (契約者情報の変更)
- 第23条 (契約者の地位の承継)
- 第24条 (契約者の地位の譲渡)
- 第25条 (契約者が行う利用契約の解除)
- 第26条 (当社が行う利用契約の解除)

第3章 契約者の義務

- 第27条 (利用責任者)
- 第28条 (アカウント及びパスワードの管理)
- 第29条 (提供情報の維持)
- 第30条 (電子メールによる応答義務)
- 第31条 (利用基準の遵守)
- 第32条 (禁止行為)

第4章 サービスの制限

- 第33条 (非常時の利用の制限)
- 第34条 (サービスの制限等)

第35条 (児童ポルノ画像のブロッキング/違法・有害情報利用の制限等)

第36条 (提供中止)

第37条 (利用停止)

第38条 (免責)

第5章 料金等

第39条 (料金)

第40条 (料金等の支払義務)

第41条 (料金等の計算方法)

第 42 条 (料金等の支払方法)

第43条 (割増金)

第 44 条 (延滞損害金)

第 45 条 (割増金等の支払方法)

第 46 条 (消費税等)

第47条 (端数処理)

第6章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第48条 (ソフトウェアの著作権等)

第49条 (ソフトウェア等の管理)

第50条 (データの取り扱い)

第 51 条 (データの利用)

第 52 条 (データの消去)

第7章 損害賠償

第53条 (責任の制限)

第 54 条 (免責)

第8章 雑則

第 55 条 (注意喚起)

第56条 (第三者利用)

第57条 (利用責任)

第58条 (お客さま情報の保護)

第59条 (通信の秘密の非開示)

第60条 (準拠法・管轄裁判所)

第61条 (分離可能性)

付則

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ(以下「当社」といいます。)は、エッジマネジメントサービス利用規約(以下「利用規約」といいます。)を定め、この利用規約に基づきエッジマネジメントサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

- 2 契約者は利用規約及びソフトウェア使用許諾契約書を遵守して、本サービスを利用するものとします。
- 3 当社は、利用規約に対して、特定の契約者に対してのみ適用される特約を定めることができるものとします。この場合、特約は、当該契約者に対して利用規約の一部として適用されるものとします。

第2条 (利用規約の変更)

当社は、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 548 条の 4 の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、利用規約を変更することができるものとします。この場合において、変更日以降は、料金その他の提供条件は、変更後の利用規約が適用されるものとします。

- (1)利用規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
- (2)利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

第3条 (用語の定義)

利用規約で用いられる用語の定義は、以下のとおりとします。

用語	用語の意味		
エッジ	契約者宅内又は移動体に設置され、センサーなどのデバイスから送信されるデータ		
	の統計処置・AI 処理、蓄積・交換・中継を行う機器のことをいい、単に「エッジ」という		
	表記とエッジ装置は同一のものとします。		
エッジマネジメントポータル	契約者がエッジの追加・削除・状態確認・アラート通知設定、アプリケーションの登		
エフンマネングンドホーブル	最・削除・更新を行う GUI 機能を提供する Web サイトをいいます。 契約者がエッジを		
	管理するための ID の追加及び削除を行うことができます。		
ID	エッジマネジメントポータルで、エッジ単位で発行する管理 ID のことです。		
アプリケーション	契約者が本サービス用いて、エッジで展開・動作・更新を行うソフトウェアをアプリケ		
	ーションといいます。		
通信サービス利用契約	当社が提供している IP-VPN サービス、Master's ONE モバイルサービス及び		
	Master'sONE サービスを利用するための当社との契約のことをいいます。		
通信サービス	通信サービス利用契約に基づき利用する IP-VPN サービス、Master's ONE モバイル		
	サービス及び Master's ONE サービスのことをいいます。		
契約者設備	通信サービス、エッジ装置及びソフトウェア使用許諾契約書に基づき当社が指定し		
	たソフトウェアをインストールする設備のことをいいます。		
ソフトウェア使用許諾契約書	本サービスの利用に必要となるエッジ、エッジ装置にインストールされる当社指定の		
	エージェントソフトウェアに関する使用許諾条件を記した契約書をいいます。ソフトウ		
	ェア使用許諾契約書は以下に掲載しています。		
	https://www.nttpc.co.jp/support/term/		

第4条 (サービスの内容及び種別)

本サービスは、エッジマネジメントポータルを通じて、エッジとアプリケーションの管理を行うサービスです。

- 2 本サービスで提供する基本サービスは、別紙(サービスメニューの種類)のとおりとします。
- 3 本サービスの詳細は、別途当社が提示する提供仕様等(以下「サービス仕様」といいます。)によるものとします。

第5条 (サービスの提供区域)

本サービスの利用は、特に定めのない限り日本国内での利用のみを想定し、国外からの利用について正常に作動することを一切保証しません。また、当社は本サービスに対して契約者の期待する成果が提供されるか、契約者が設定する内容に起因する不具合及び利用結果を含め契約者が自らの責任において確認を実施したうえで利用するものとします。

2 本サービスにおける責任分界点は、エッジマネジメントポータルと通信サービスの接続点とします。

第6条 (サービスの提供条件)

本サービスは、当社と通信サービス利用契約を締結している契約者であって、その通信サービスが有効な状態の場合のみ申し込むことができます。ただし、当社が認めた場合には、この限りではありません。

- 2 本サービスを利用するためには、契約者の責任で契約者設備を用意する必要があります。当社が指定したソフトウェアについて、契約者の責任でエッジにインストールする必要があり、契約者設備は正常に作動する状態にする必要があります。
- 3 ID は、エッジごとに作成又は追加する必要があり、エッジマネジメントポータルで ID を管理します。
- 4 契約者設備に異常がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合であって、契約者設備が原因と 判断できるときは、当社は契約者に対し、契約者設備がサービス仕様に定める技術基準等に適合していることの検 査を行うこと及び適合していることの検査結果の提出を求めることができるものとします。
- 5 当社は、前項の検査結果その他により、契約者設備が技術基準等に適合していないことが判明した場合その他 当社の提供する本サービスに支障が生じる恐れがある場合には、契約者に対し契約者設備の利用の中止及び技術 基準等への適合その他の対処を求めることができるものとし、契約者はこれに従わなければならないものとします。
- 6 契約者は、本サービスの利用する場所で特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置するものとします。

第7条 (IP アドレスの割り当て)

サービス仕様により当社の定めるサービスと本サービスの基盤との相互接続にあたり、当社から契約者に IP アドレスを割り当てます。相互接続で使用する IP アドレスは当社が指定するものとし、契約者はこれを使用して本サービスを利用するものとします。

- 2 契約者は、前項により指定された IP アドレスを当社の指定する本サービス以外で利用してはならないものとし、利用契約が終了したときは直ちに使用を中止するものとします。
- 3 当社は、本サービスを提供する上必要な場合、指定した IP アドレスの変更が行うことができるものとします。この場合、当社は契約者に対して、3ヶ月前までに通知するものとします。

第8条 (当社設備の設置)

当社が本サービスの提供に関して、契約者宅内に当社の通信設備(以下「当社設備」といいます。)を設置することがあります。

2 前項により設置した当社設備に必要な電力は、契約者が提供するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。

第9条 (当社設備の管理等)

契約者は、前項により設置した当社設備を善良な管理者の注意をもって保管するとともに、次のことを遵守するものとします。

- (1)当社設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続しないこと、ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、利用基準に定められた内容に従い契約者設備の接続若しくは保守を行うとき又は当社が認めた場合はこの限りでありません。
- (2) 当社が認めた場合を除き、当社設備を改造又は改変し又は当社設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと
- (3) 当社設備に直接又は間接的に接続する契約者設備等を適正に管理するものとし、不適正な利用により当社設備に支障を与えないこと
- (4) 当社設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと、また、当社の管理品である旨の標章等を損壊、毀棄、隠匿しないこと
- 2 契約者は当社設備に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
- 3 契約者は、当社設備の所有権が当社に帰属していることを了知し、第三者より強制執行その他当社設備に対する当社の所有権を侵害する行為を受け、又は受けるおそれがあるときは、直ちに当該設備が自己の所有に属さないことを主張、証明し、かつ直ちにその旨当社に通知したうえで、当社の指示に従い対処するものとします。
- 4 契約者は、利用規約等の規定に違反し、又は契約者の過失により当社設備を亡失し又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

第10条 (当社設備の工事)

当社設備については、当社の責任により契約者宅内の設置及び撤去等の工事を行います。ただし、当社が指定した機種に関する工事又は契約者が請求し当社が書面その他当社が定める方法により承諾した場合は、次条に定めに従い、契約者が実施するものとします。

- 2 当社は、契約者から請求があったときは、当社設備の移転を行います。なお、移転にかかる費用は契約者の負担とします。
- 3 当社は、契約者から請求があったときは、当社設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。なお、一時中断及び再開にかかる費用は契約者の負担とします。
- 4 当社は、利用契約の終了、本サービスの提供仕様の変更、設備の老朽化その他当社が必要と判断した場合には、 当社設備を撤去又は更改することができるものとし、契約者はこの撤去又は更改の工事に協力するものとします。

第11条 (契約者による当社設備の工事)

第10条(当社設備の工事)第1項ただし書きにより、契約者が当社設備の設置及び撤去等の工事をする場合は、当社の定める技術基準、作業手順に従って、これを行うものとします。

- 2 前項により契約者が当社設備を撤去した場合は、契約者は、当社設備を通常の損耗を除き契約者の負担により原状に復したうえで、当社が指定する期限までに当社が指定する場所に契約者の負担により送付することにより当社へ返還するものとします。
- 3 前項で定める期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、契約者に対し、違約金として当社が別途指定する当該端末設備の購入代金に相当する額を請求することができるものとします。

第12条 (第三者への委託)

当社は、本サービスを提供するにあたり、本サービスの運営(申込受付、利用料金その他当社に対しての入金案内、提供終了後等の契約上及び契約外の手続を含みます。)にかかわる業務を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

2 当社は、前条の規定により委託する委託先に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者、利用者その他本サービスに関係する者の情報を開示します。

第13条 (他社サービスの利用)

当社は、本サービスの提供に、他社が提供するサービス又はソフトウェア等(次項に定める Amazon Web Service,Inc.が提供するソフトウェアを含み、以下「他社サービス」といいます。)を利用することができるものとします。

- 2 本サービスの利用には当社が指定する、Amazon Web Services, Inc.が提供するソフトウェアの利用が必要となります。第 18 条に基づき本サービスの利用契約の申込みを行うに際し、「ソフトウェア使用許諾契約書」に申し込む必要があります。
- 3 前項の他、本サービスの利用にあたり、契約者と他社サービスの提供事業者(以下「提供事業者」といいます。)の間で利用許諾等の契約締結が必要な場合には、当社が他社サービス及びその契約条件等を明らかにすることにより、契約者は契約申込時に当該利用条件等を承諾し、当該契約を申し込みしたものとみなします。
- 4 他社サービスについて、提供事業者から当社が提供を受ける料金等が改定された場合には、当社は契約者に通知することにより、その変更額と同等の範囲での料金等の変更をすることができるものとします。
- 5 契約者は、当社が提供事業者から請求があったときに契約者の氏名、住所その他請求された事項等の契約者の情報を他社サービスの利用に必要な範囲で提供事業者に通知する場合があることについて承諾するものとします。 開示先での契約者の情報の取り扱いは、他社サービスの提供事業者が定めるとおりとします。
- 6 契約者は、当社が料金等の費用の適用又はサービスの提供に当たり必要があるときは、提供事業者から必要な契約者の情報の提供を受けることについて承諾するものとします。

第14条 (サービスの終了)

当社は、本サービスの一部若しくは全部を終了し、又は本サービスの提供仕様、技術要項等(契約者に対して非開示の内容を含みます。)を変更することができます。

- 2 当社は、本サービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当する本サービスの契約者に対し、変更又は終了する3か月前までに通知します。
- 3 当社は、前 2 項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対し、 事前に当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様、技術要項等の 変更については、通知又は周知を行わないことができるものとします。
- 4 前3項にかかわらず、本サービスの提供に必要な他社のサービスの提供終了又は仕様変更等により、本サービスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時から速やかに契約者に通知するものとします。
- 5 当社は、第2条(利用規約の変更)に基づき行った利用規約等の変更又は本条に基づき行った本サービスの変更 又は終了により、本サービスのために契約者が使用する電気通信サービス、通信機器等の変更、改造や契約者によ る利用方法の変更等のために要する費用は契約者の負担とし、これにより契約者が何らかの損害を被った場合も当 社は責任を負いません。

第2章 契約

第15条 (契約の単位)

本サービスは、一つの基本サービス毎に一つの本サービスの利用に関する契約(以下「利用契約」といいます。)を締結するものとします。

第16条 (契約者)

利用契約の契約者は、法人番号の指定を受けた者(以下「法人」といいます。)のみとします。ただし、当社が法人と同等であると認めた者については、契約者となることができるものとします。

2 前項に該当しない者が契約申込をした場合、当社はこれを拒否できるものとし、オンラインサインアップによる利用申込では、契約の承諾を取り消すことができるものとします。

第17条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、当社が契約者に対し本サービスの提供を開始した日(以下「利用開始日」といいます。)から起算し、その期間は料金表に記載のとおりとします。

2 当社はキャンペーン等により第1項に定める期間とは異なる最低利用期間を定めることができるものとします。キャンペーン等での特典適用の場合の最低利用期間は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

3 最低利用期間が経過する前に契約者が利用契約を解除したとき、その他契約者の責により利用契約が終了した場合には、最低利用期間の残存期間に対応する本サービスに係る料金の全額を当社が指定した期日に一括して支払うものとします。ただし、当社は、その事情を勘案し、支払額の一部若しくは全部の免除、又は支払期限の延期をすることができるものとします。

第18条 (契約申込)

利用契約の申込み(以下「利用申込」といいます。)をしようとする者(以下「申込者」といいます。)は、利用規約等を承諾のうえ、当社が定める利用申込方法により申込むものとします。

- 2 契約者(申込者を含み、以下本条において同じとします。)は、利用申込、サービス利用その他により当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの申込み、利用の継続及び利用契約の継続のための必須の要件であること、これに対する違反は、本サービスの申込みの承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを了知することとします。
- 3 契約者は、利用申込時、サービス利用時その他により当社に提供される情報に個人情報が含まれる場合は、当社に個人情報を提供することについて本人に同意を得るものとします。
- 4 当社は、申込者に対し、利用申込の内容を確認するため、資料提出を求めることができるものとし、申込者はこれに従うものとします。なお、当社は申込内容の確認ができるまで本サービスの提供を行わず、又は提供を停止することができるものとします。
- 5 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲で、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。
- 6 当社は、当社の審査基準に従い、利用申込内容を審査します。

第10条 (保証金)

当社は、<u>第 18条(契約申込)</u>第 6 項に定める審査結果により、保証金を申込者が当社に預け入れることを条件に、 利用申込を承諾することができるものとします。なお、保証金の額は、申込者に対する当社の債権総額(将来発生することが合理的に見込まれる額を含みます。)に基づき、当社が算定することができるものとします。

- 2 前項の場合、申込者は、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により預け入れるものとします。申込者が、保証金の預け入れを行わなかった場合には、利用契約は成立しなかったものとみなします。
- 3 当社は、利用契約が終了した場合、保証金を契約終了後 3 ヶ月以内に、契約者に利息を付けることなく返還します。
- 4 当社は、契約者に対し本サービスに関する債権の回収が困難と判断した場合、直ちに保証金を任意に処分し、その代金を任意の順序及び方法により当該契約者の債務の弁済に充当します。当社は、充当を行った場合、直ちに契約者にその旨を通知します。
- 5 契約者は、前項に定める保証金が債務の弁済に充当された場合、当社の定める期日までに、充当に要した保証金に相当する額を新たな保証金として預け入れるものとします。
- 6 契約者は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならず、その他一切の処分をすることができないものとします。
- 7 契約者は、保証金の支払いをもって本サービスに関する債務の支払いを免れることはできないものとします。また、契約者は、保証金の返還請求権をもって本サービスに関するいかなる債務とも相殺を主張できないものとします。
- 8 当社は、第 4 項に定める場合以外、保証金を処分致しません。
- 9 本条の規定は、契約者が利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるときにも適用することができるものとします。

第20条 (契約の成立)

当社が利用開始日その他申込みの承諾に関する通知を発信した時点で利用契約は成立します。

- 2 通信サービス利用契約の契約名義人と本サービスの契約者は、同じ名義である必要があります。
- 3 利用申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、当社に相当な事由がある場合には、その順序を変更することができるものとします。
- 4 当社は次の各号で定める場合、利用申込を拒否できるものとし、契約の承諾を取り消すことができるものとします。 (1)契約者が当社と通信サービス利用契約を締結していないとき
 - (2)申込者が第36条(利用停止)第1項又は第2項のいずれかに該当するとき又はそのおそれがあるとき
 - (3)申込者が過去に第36条(利用停止)第1項又は第2項のいずれかに該当したとき又は当社の提供する他のサービスで同様の行為を行ったことがあるとき
 - (4)申込者が利用申込書に虚偽の事実を記載したとき(記載された連絡先への通知が未達となるときを含みます。) 又は申込内容を確認するための資料が提出されないなど申込内容の確認ができないとき、その他申込者の 意思を確認できないとき
 - (5)申込者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなかったとき
 - (6)申込者が第16条(契約者)に定める要件に該当しないとき
 - (8)第 18条(契約申込)第 6項に定める審査の結果、当社の定める審査基準を満たさないとき
 - (9)前各号のほか、技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるとき
- 5 当社が申込を拒否し又は承諾を取り消した場合、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、当該通知が申込者に到達しない場合でも、利用契約は成立せず、また取消は有効なものであるものとします。

- 6 ID の申込み及び削除は、エッジマネジメントポータルより契約者が行います。
- 7 エッジマネジメントポータルで行った ID の申込みは、当社のサーバに当該申込データが正常に届いた時点をもって各プランにかかる ID が有効となります。

第21条 (サービス内容等の変更)

契約者が、本サービスの内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申込むものとします。なお、変更可能な本サービス内容の範囲は、当社が指定する範囲とします。また、変更申し込みにあたっては、第18条(契約申込)の規定を準用します。

- 2 当社は、申込者に対し、申込内容の確認のため、資料の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。
- 3 第1項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。
- 4 第1項の申込があった場合に、当社の定める審査基準を満たさない又は技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことができるものとします。この場合は契約者にその旨を通知します。

第22条 (契約者情報の変更)

契約者は、当社に登録した情報(以下「契約者情報」といいます。)に変更があったときは、速やかに登録変更手続きをするものとします。なお、登録内容が変更された場合は、当社は変更された内容を証明する書類の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

- 2 契約者が前項に定める登録変更手続き行わなかったことによる不利益に関して、当社は責任を負いません。
- 3 当社は、契約者が通信サービス利用契約における契約者情報の変更を行ったときは、その変更内容に従い利用契約の契約者情報を変更できるものとします。

第23条 (契約者の地位の承継)

契約者である法人が合併又は会社分割などにより、契約者の地位の承継が行われた場合、承継人はその旨を直ちに当社に書面で通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後30日以内に、当該承継人に書面による通知をすることにより利用契約を解除することができるものとします。当該期日までに当社が解除しなかった場合、承継人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

第24条 (契約者の地位の譲渡)

契約者が合併又は会社分割などにより、契約者の地位の承継又は利用契約を譲渡する場合は、通信サービス利用契約とともに通信サービスの利用規約に定める手続きに従い行うものとします。

2 前項の場合を除き、利用契約の地位の承継、譲渡を行うことはできません。

第25条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者が利用契約を解除するときは、当社に対し当社が別途定める方法により通知するものとします。

第26条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、次に挙げる事由があるときは、事前に催告・通知することなく、直ちに、利用契約を解除することができるものとします。

- (1)第37条(利用停止)第1項及び第2項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日 以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
- (2)第 37 条(利用停止)第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (3)契約者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなくなり、それに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき
- (4)契約者と料金支払者が異なる場合で、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき
- (5)利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
- (6)当社が提供する他のサービスで、利用規約違反により契約を解除されたとき
- (7)前各号のほか、技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるとき
- (8) 本サービスの利用に必要な通信サービス利用契約又はソフトウェア使用許諾契約書が解除又は終了したとき 2 前項の規定により利用契約を解除したときは、当社は契約者に対し契約者が届け出た連絡先の電子メールアドレス(以下「連絡先メールアドレス」といいます。)に解除した旨を通知します。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。
- 3 事由の如何を問わず、利用契約の終了時における提供サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後でもその債務が履行されるまで消滅しません。

第3章 契約者の義務

第27条 (利用責任者)

本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先(住所、電話番号及び電子メール

アドレスその他当社が指定する事項のことをいいます。)を当社の指定する方法で届け出るものとします。利用責任者が交代したとき又は連絡先に変更があった場合、直ちに当社の指定する方法で届け出るものとします。届け出されていない又は届出内容が誤っている等により、当社が契約者と連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は責任を負いません。

2.当社は、当社から契約者に対する通知を利用責任者に対して行うことができるものとし、利用責任者に行った通知は、契約者に通知したものとみなします。

3.前項のほか、利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用規約等に基づく本サービスの利用適正化を図るものとします。

第28条 (認証情報の管理)

契約者は本サービスにて提供されるアカウント、パスワードその他認証にかかわる情報等(以下「認証情報」といいます。)を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じるものとします。

- 2 正しい認証情報を用いて行われる申込、届出、サービスの利用は、契約者又は契約者から正当に権限を付与されたものによるものと推定し、不正アクセスによる場合を除き、契約者が行った行為とみなします。
- 3 契約者は、認証情報が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
- 4 当社は、認証情報の漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
- 5 当社は、認証情報の漏洩等により、不正使用が発生し、また発生するおそれがある場合は、強制的にパスワード等を変更することができるものとします。パスワード等を変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

第29条 (提供情報の維持)

契約者は、本サービス利用のために当社に提供したすべての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

第30条 (電子メールによる応答義務)

契約者は、常に当社からの電子メールが、連絡先メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスやビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信することができるものとします。

第31条 (利用基準の遵守)

契約者は、利用規約等に定める技術的条件その他の利用方法(以下「利用基準」といいます。)を遵守して、本サービスを利用するものとします。

第32条 (禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、又はそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為
- (2) 当社あるいは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為
- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為
- (9) 公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- (10)無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為
- (11)わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信、記録、保存する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為
- (12)風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似 する行為
- (13)インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が規定するインターネット 異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
- (14)薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為、 及びそれに類似する行為
- (15)当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (16)第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様で本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある 行為
- (17)当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法ある

いは態様で本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに 類似する行為

- (18)無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、及びそれに類似する行為
- (19)コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (20)第三者の通信環境を無断で国際電話あるいは有料サービス等の高額な通信サービスの利用に変更する行為、及び設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為
- (21)本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為
- (22)他人の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
- (23)その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様で本サービスを利用する行為
- 2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として 同等となる行為を含みます。
- 3 第 1 項第 12 号及び第 13 号については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第 1 項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第 1 項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第 37 条(利用停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことができるものとします。
- 4 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っていると当社で判断した場合、当社は、第37条(利用停止)に定める措置を行うほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することができるものとします。

第4章 サービスの制限

第33条 (非常時の利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがあるときは、本サービスを制限し又は提供を中止することができるものとします。

第34条 (サービスの制限等)

当社は、第 33 条(非常時の利用の制限)の規定による場合のほか、大量の通信の発生が予測されるとき又は本サービスの品質が当社の定める基準を下回ったときには、通信速度の制限を行うなど合理的な範囲で本サービスの利用を制限することができるものとします。

- 2 当社は、特定の利用契約における一定期間内の通信量が当社の定める基準を超えるときは、その通信を制限し又は切断することができるものとします。
- 3 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、動画再生、ファイル転送その他帯域を継続的かつ大量に占有する通信に対して通信速度を制限するなど本サービスの利用を制限することができるものとします。
- 4 当社は、本サービスの利用に伴い契約者が当社の設備に記録、管理する情報(以下「契約者管理データ等」といいます。)が、当社の定める所定の基準を超えた場合は、契約者に対し、何らの通知なく、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。
- 5 当社は、当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為が行われていると疑われるときには、当該行為の発信元、経由地など関連すると推定される特定の IP アドレス、国・地域等からのアクセスを制限し、又は一時的利用を中止することができるものとします。
- 6 当社は、本条に規定するサービスの制限等のため、契約者の本サービスの利用に関する情報(契約者が登録した情報、管理する情報及び当社の設備に対するアクセス状況を含みます。)の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。

第35条 (児童ポルノ画像のブロッキング/違法・有害情報利用の制限等)

当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像及び映像を閲覧できない状況に置くことができるものとします。

- 2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像及び映像の流通と直接関係のない情報についても 閲覧できない状態に置くことができるものとます。
- 3 当社は、アクセスしただけでマルウェア(不正かつ有害な動作を行う、悪意を持ったソフトウェア)に感染させる可能性の高いウェブサイト(以下「マルウェア配布サイト」といいます。)に関して、当社設備で必要な範囲で通信(アクセス 先 IP アドレス又は URL 又は宛先 FQDN)を検知し、当社が指定する悪性サイトリスト作成管理団体から提供される悪性サイトリストに基づき、通信サービス利用契約者がアクセスしようとするウェブサイトが、マルウェア配布サイトで

ある場合には、その接続要求に対して、その通信を一時停止し、注意喚起を行うため、当該通信の制限をすることがあります。ただし、当該制限等は、契約者が当社所定の手続により設定変更を申し出た場合は中止できるものとします。

4 当社は、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃により、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータ(以下「C&C サーバ等」といいます。)へのアクセスに係る通信に関して、当社設備で必要な範囲で通信(アクセス先 IP アドレス又は URL 又は宛先 FQDN)を検知し、当社が指定する C&C サーバ等リスト作成管理団体から提供される C&C サーバ等リストに基づき、通信サービス利用契約者が、インターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際に、C&C サーバ等とアクセスしようとする場合には、そのアクセスを遮断し、当該通信の制限をすることができるものとします。

5 本条の規定は、当社が児童ポルノに係る情報、不正利用、サイバー攻撃等を完全に遮断することを意味するものではありません。

第36条 (提供中止)

- 当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の提供を中止することができるものとします。
 - (1)当社の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (2)当社又は他のサービス提供事業者の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき
 - (3)当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われるとき
 - (4)他社サービスの提供が中止されたとき
- 2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者にその旨を別途定める方法で事前に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第37条 (利用停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1)利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2)第3章契約者の義務の規定その他利用規約等に定める契約者の義務に違反したとき
- (3)当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障 (設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき
- (4)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、 その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
- (5)収納代行会社又は金融機関等により契約者が指定したクレジットカード、指定口座等が使用することができなくなったとき
- (6) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金の支払停止の通告があり、契約者がそれ に替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき
- (7)当社が提供する他のサービスにで、利用規約違反があったとき
- (8)当社に対する金銭債務に関し、当社の催促にもかかわらず支払いがないとき
- (9)利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
- (10)その他、当社が不適切と判断するとき
- 2 当社は、契約者が次の各号に該当する行為をおこなったとき、次の各号に定める措置を行うことができるものとし、また、当該行為を繰り返すときは、契約者に事前に通知の上、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。
 - (1) 電子メールを一時に大量に送信することで、直接又は間接に当社が提供するサービスの円滑な提供に支障が生じ、またそのおそれがあると認められる場合又は第三者の電子メール通信に著しく支障を生じるおそれがある場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、電子メールの送信を規制する措置を講ずることができるものとします。
 - (2) 本サービスにおいて、契約者のネットワーク内に多数のコンピュータや大量のアクセスがあるサーバーを設置したり、ファイル転送等の帯域を継続的かつ大量に占有するプログラムを常時起動して使用するなどして、本サービスで提供する通信帯域又は通信設備を当該契約者だけで一定割合以上占有してしまうような大量の通信を継続的に発生させ、他の契約者の通信に支障を生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、通信速度を規制する措置を講ずることができるものとします。
 - (3) 当社のネームサーバー(DNS)に対し、コンピュータ又は通信機器などから名前解決の問い合わせを行う場合において、単位時間あたりの統計的平均的な利用を著しく超えた問い合わせ(query)を送信し、当社のネームサーバー(DNS)に負荷や支障を与え、ネームサービスの円滑な提供に支障が生じていると認められる場合は、当該契約者からの送信されるすべての問い合わせ(query)に応答しない措置を当社のネームサーバー(DNS)に講ずることができるものとします。
- 3 第1項及び第2項による本サービスの提供の停止又は制限の解除には、数日要する場合があることを契約者は、 あらかじめ承諾するものとします。
- 4 当社は、契約者が第1項及び第2項各号に該当したときは、第1項及び第2項の措置に加え、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

5 当社は、本条の規定による措置を行ったときは、契約者に対してその旨を連絡先メールアドレスに通知するものとします。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

第38条 (免責)

当社は、本章に定めるサービスの制限の実施について、他に定めがある場合を除き、契約者に対し責任を負いません。

第5章 料金等

第39条 (料金)

本サービスの料金及び事務手数料(以下「料金等」といいます。)は、別紙料金表のとおりとします。

- 2 別紙料金表で規定する基本料に加え、別紙(サービスメニューの種類)で定める各プランに紐づく ID 数に各プランの月額料金を乗じた額を月額料金とします。
- 3 当社は、キャンペーン等の特典として、一時的に料金等を変更することができるものとします。キャンペーン等での特典適用の条件は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

第40条 (料金等の支払義務)

契約者は、第39条(料金)に定める料金等を支払う義務を負います。

- 2 第37条(利用停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金等の算出については、本サービスの提供があったものとみなします。また、当社は既に支払われた本サービスの料金等を一切払い戻す義務を負いません。
- 3 契約者の申請を当社が承諾したうえで、利用規約等に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。なお、当社は当該作業について特別料金が必要となる場合は、契約者に対してその旨を事前に通知します。

第41条 (料金の計算方法)

料金の計算は、次の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算する料金の額とします。

- (1)利用開始月について、月額料金を日数で割った額
- (2)利用契約の解除月について、月額料金を日数で割った額
- (3)ID を追加又は削除した月について、月額料金を日数で割った額
- 2 前項第2号の場合について、最低利用期間内の利用契約を解除した場合、日割りでの請求ではなく第17条(最低利用期間)3項のとおりとします。

第42条 (料金の支払方法)

契約者は、料金を次の各号の中から契約者が申請し、当社が承諾した方法により、当社又は金融機関等(収納代行業者等を含み、以下同じとします。)が指定する期日に支払うものとします。

- (1) 口座振替
- (2) 請求書払
- 2 支払いに関する細部条項は、契約者と金融機関等との契約条項によります。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社は責任を負いません。
- 3 当社は、第 1 項により定められた支払方法で料金の請求ができない場合、請求書その他任意の方法で契約者住 所(登記上の住所を含みます。)、連絡先メールアドレス等に料金等を請求できるものとし、契約者は当該請求に従い 料金を支払うものとします。この場合、当社は、当該請求に要した費用を契約者に請求できるものとします。

第43条 (割増金)

当社は、契約者が料金その他利用契約に係る債務の支払いを不法に免れたときは、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として請求することができるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。

第44条 (延滞損害金)

当社は、契約者が料金その他の利用契約に係る債務について支払い期日を経過してもなお支払いがないときは、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に対する年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞損害金として請求できるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。

第45条 (割増金等の支払方法)

第 43 条(割増金)及び第 44 条(延滞損害金)に定める割増金、延滞損害金の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

第46条 (消費税等)

契約者が当社に対し利用契約に係る債務を支払う場合に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第47条 (端数処理)

当社は、料金その他の計算でその計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第6章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第48条 (ソフトウェアの著作権等)

本サービスに伴い、当社が指定したソフトウェア及びその他の各種情報(以下「ソフトウェア等」といいます。)については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社又は当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者に帰屋します。

2 契約者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ使用することができ、これ以外の目的での使用はできません。

第49条 (ソフトウェア等の管理)

契約者はソフトウェア等について、次の条件を守るものとします。

- (1)契約者は、ソフトウェア等を第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2)ソフトウェア等を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3)ソフトウェア使用許諾契約書を遵守すること
- (4)ソフトウェア等の利用に関し、第48条(ソフトウェア等の著作権等)の規定を遵守すること

第50条 (データの取り扱い)

契約者管理データ等の滅失、毀損に備えた複製及び滅失、毀損時の復元は、契約者の責任と費用で行うものとします。

- 2 契約者管理データ等が、滅失、毀損し、又は当社の責によらない事由による漏洩や目的外の利用があったとしても、その結果発生する直接又は間接の損害について、当社は責任を負いません。
- 3 契約者管理データ等は、本サービスの仕様として契約者が確認、入手できるものを除き、当社から返却、復元又は提供することはありません。
- 4 契約者管理データ等の本サービスにおける知的財産権の利用について、その責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負いません。また、契約者管理データ等における知的財産権の利用に関して、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

第51条 (データの利用)

当社は、設備の故障又は停止の復旧等の設備保全又は当社の提供するサービスの維持運営のため、契約者管理データ等を確認し、又は複写、複製、解析等の利用をすることができるものとします。ただし、本条の定めは、契約者管理データ等の復元を保証するものではありません。

2 当社は、契約者管理データ等を、前項その他利用規約に明示された場合又は法律上認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含みます。)を除き、確認、利用その他の措置をし又は第三者に開示、提供しないものとします。

第52条 (データの消去)

当社は、利用契約が終了した場合、契約者管理データ等を消去するものとし、契約者管理データ等の返却、提供には応じません。これらによる契約者の直接又は間接の損失、損害等に対して、当社は責任を負いません。

第7章 損害賠償

第53条 (責任の制限)

当社は、本サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めるものとします。

2 当社設備若しくは当社が指定したソフトウェアについて、当社設備若しくはソフトウェアを原因とする損害賠償又は保証については、当社が別途提供時に提示する範囲とし、それ以外には責任を負わないものとします。なお、特段の提示がない場合、 当社設備又は当社が指定したソフトウェアを原因として本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

第54条 (免責)

第 53 条(責任の制限)の規定は、本サービスの提供に関して当社が契約者に負うすべての責任を規定したものとします。

- 2 本サービスはベストエフォート型のサービスであり、当社は、別に定めがある場合を除き、当社の電気通信設備の状況や他の利用者の利用状況、接続回線の通信量の増大その他の事由により、提供中止、サービス遅延その他サービスの提供に関する不具合が発生しないことを保証せず、その結果発生する直接又は間接の損害について、第53条(責任の制限)に定める責任以外には、予見可能性の有無を問わず、法律上の責任及び明示又は黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。
- 3 当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本サービスを利用した結果について、商品性、特定目的への適合性又は権利の非侵害性に関する黙示の保証を含む、すべての明示的又は黙示的な条件、表明及び保証をなさないものとします。

4 利用規約及びソフトウェア使用許諾契約書に従って当社が行った行為について、当社は責任を負いません。

第8章 雑則

第55条 (注意喚起)

当社は、不正アクセス、クラッキング、アタック等のサイバー攻撃やウィルス感染等(以下「サイバー攻撃等」といいます。)による異常な通信の発生若しくはそのおそれを当社が検知したとき又はこれらに関する申告、通知等がその通信の受信者等又は公的機関からあったときは、その発信元となる契約者に対し、注意喚起を行うことができるものとします。

- 2 当社は、本条に規定する注意喚起のため、契約者の本サービスの利用に関する情報(契約者が登録した情報及び当社設備又は当社が本サービスを提供するために利用する設備に対するアクセス状況を含みます。)の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。
- 3 本条の規定は、当社がサイバー攻撃等を完全に検知、遮断することを意味するものではありません。

第56条 (第三者利用)

契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービスの一部又は全部を利用させることができません。ただし、事前に当社の書面による承諾がある場合はこの限りではありません。

- 2 前項ただし書の場合、契約者は、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならないものとします。また、契約者は、契約者が本サービスを利用させた第三者(以下「サービス利用者」といいます。)に対して、本利用規約第3章その他利用規約等に定める契約者の義務を遵守させなければならず、サービス利用者が本利用規約第3章その他利用規約等に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなして、当社は利用停止等の措置を取ることができるものとします。
- 3 第1項の場合に、契約者は、サービス利用者に対し、当社を免責し、当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。
- 4 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

第57条 (利用責任)

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者若しくは第三者に対して損害を与えた場合又は契約者が他の契約者若しくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第58条 (お客さま情報の保護)

当社は、本サービスの提供に関連し、契約者から当社に提供された個人情報及び技術上・営業上又はその他の業務上の情報(以下「お客さま情報」といいます。)を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

- 2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。
- 3 当社は、お客さま情報を、個人情報保護方針若しくは利用規約に定められた場合又は法律上開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含みます。)を除き、第三者に開示、提供しないものとします。
- 4 当社が本条に違反し契約者に損害を与えたときは、当社は契約者に対しその損害を賠償するものとします。
- 5 本条の定めは、当社が契約者に対して負うお客様情報の保護に関する義務のすべてであり、契約者と当社の間で締結された他の契約に定められた情報管理に関する規定はお客さま情報には適用されないものとします。

第59条 (通信の秘密の非開示)

当社は、当社設備に対するアクセス状況その他当社が保有する個別の通信を特定する可能性のある記録等の「通信の秘密」については、法律上開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含みます。)を除き、契約者を含むいかなる者に対しても、開示、提供しないものとします。これにより発生する直接又は間接の損害について、当社は責任を負いません。

第60条 (準拠法・管轄裁判所)

利用規約及びソフトウェア使用許諾契約書の適用の有無を含め利用規約から生じる一切の紛争は日本法を適用して解決するものとし、東京地方裁判所を唯一の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第61条 (分離可能性)

利用規約及びソフトウェア使用許諾契約書のいずれかの規定について、法令等又は裁判などにより違法、無効又は不能とされたとしても、それ以外の規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

付則

この利用規約は、2023年8月28日から実施します。

別紙

(サービスメニューの種類)

基本サービスで提供されるメニューの種類は次のとおりとします。

名称	
エッジマネジメント機能	契約者の指定する閉域ネットワークに対して、エッジマネジメントポータルを提供
	する機能です。

基本サービスで提供されるプランについては次のとおりとします。

プラン名	内容
エントリープラン	通知機能を制限したプランです。契約者の検証や用途限定した使用を想定し
	ています。本プランの詳細は、サービス仕様書をご確認ください。
スタンダードプラン	本プランの詳細は、サービス仕様書をご確認ください。

(料金表)

1.本サービスの月額料金

1.44 / 1.71 / 1.						
サービス	プラン		最低利用期間			
メニュー		初期料金	月額料金			
基本料 (テナント料)	_	0円	税込 11,000円/契約	12 ヶ月		
ID 料金	エントリープラン	0円	税込 880 円/II	なし		
	スタンダードプラン	0 円	税込 1,100 円/II) なし		

2.その他の料金

サービメニュー	料金	備考
事務手数料	税込 3,850 円/回	第 23 条(契約者の地位の 承継)及び第 24条(契約者 の地位の譲渡)の名義変 更で発生する金銭
最低利用期間 違約金	基本料(テナント料)の残月数	

料金は、月額料金に加え、その他の料金として事務手数料や最低利用期間 違約金を加算したものを請求いたします。

3.料金の計算方法

基本料+(プラン×ID 数)+(事務手数料×回数)